備考　1　氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
2　用紙は、日本工業規格Ａ４の寸法のものとすること。（用紙の寸法は、日本工業規格Ｂ８とする。）

第三号様式（第十二条関係）

（表）

第　　号

身分証明書

写真

住所
氏名
職名
生年月日

右は、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第十二条第一項の規定により、同法第九条第一項の規定による許可に係る行為に係る場所又は当該許可を受けた者の事務所若しくは事業所に立ち入ることができる者であることを証する。

交付年月日
有効期間

発行機関名

発行機関印

（裏）

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律抜粋

（報告の徴収等）

第十二条　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第九条第一項の規定による許可を受けた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該許可に係る行為に係る場所若しくは当該許可を受けた者の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

○国土交通省令第三十六号

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）第十条の規定に基づき、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法第三条第一項及び第二項、第四条第一項、第五条第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三項、第五項、第六項及び第九項並びに第六条に規定する海上保安庁長官の権限は、管区海上保安本部長に委任する権限を定める省令

平成二十二年六月二十三日

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法第十条の規定により管区海上保安本部長に委任する権限を定める省令

国土交通大臣　前原　誠司

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）第十条の規定に基づき、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法第三条第一項及び第二項、第四条第一項、第五条第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三項、第五項、第六項及び第九項並びに第六条に規定する海上保安庁長官の権限は、管区海上保安本部長も行うことができる。

附　則

この省令は、法の施行の日から施行する。

○防衛省令第十一号

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）の施行に伴い、及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十五条の二十三の規定を実施するため、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二十三日

防衛大臣　北澤　俊美

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第八十六条の二十八第一項及び第八十六条の二十九の表中「第八十八条の十五」を「第八十八条の十六」に改める。

第八十八条の十六第一項及び第二項中「及び第百十五条の二十一」を「、第百十五条の二十一及び第百十五条の二十三」に改め、同条を第八十八条の十七とする。

第八十八条の十五中「並びに第八十八条の十二第一項」を「、第八十八条の十二第一項並びに第八十八条の十三第一項」に、「第八十八条の十三第二項ただし書」を「第八十八条の十四第二項ただし書」に改め、同条を第八十八条の十六とする。

第八十八条の十四中「並びに第八十八条の十二第一項」を「、第八十八条の十二第一項並びに第八十八条の十三第一項」に改め、同条を第八十八条の十五とする。

第八十八条の十三第一項中「並びに第八十八条の十二第一項」を「、第八十八条の十二第一項並びに第八十八条の十三第一項」に改め、同条を第八十八条の十四とする。

第八十八条の十二の次に次の一条を加える。

（排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の特例に関する手続）

第八十八条の十三　法第百十五条の二十三第一項の規定により読み替えられた排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第九条第五項の規定により行う通知は、別表第二十四によるものとする。

2　前項の通知に係る自衛隊の部隊等の長は、法第百十五条の二十三第二項の規定により当該通知を受けた国土交通大臣が排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第九条第一項の規定により公告された水域に係る港湾の利用又は保全上必要な意見を述べた場合には、当該意見を尊重するものとする。

3　第一項の通知に係る自衛隊の部隊等の長は、法第百十五条の二十三第一項に規定する行為をするに当たっては、災害の発生の防止、公共の安全の確保等に努めるものとする。

別表第二十四中「、第八十八条の十二」を「一第八十八条の十三」に、

「

管区海上保安本部長	理大臣	者臣事
国土交通大臣	境大臣	者臣事
都道府県知事	都道府県知事	

許可の権限を有する者」

を

「

管区海上保安本部長	理大臣	者臣事
国土交通大臣	境大臣	者臣事
都道府県知事	都道府県知事	

許可の権限を有する者」

に改め、同表の備考2中「地区」等」を「地区」、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律：「　　市島」等」に改め、同表の備考3中「伐採」等」の次に「、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律：「水域の占用」等」を加える。

附　則

この省令は、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の施行の日（平成二十二年六月二十四日）から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）